

青森県報

号外第十九号

令和五年
三月二十四日
(金曜日)

目次

訓 令

○青森県職員服務規程の一部を改正する訓令……………(人事課)…

告 示

○家畜伝染病の発生……………(畜産課)…
○家畜伝染病のまん延の防止に係る家畜の種類等の指定……………(同)…
○家畜伝染病のまん延を防止する規制……………(同)…

訓 令

青森県訓令甲第一号

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県職員服務規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第六項中「職員の仕事と生活の調和の推進を図るため必要があると認めるときは」を「次に掲げる場合には」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 職員の仕事と生活の調和の推進を図るため必要があると認める場合
- 二 災害応急作業、防疫作業その他の作業であつて、緊急を要するものに従事する職員の健康の確保を図るため必要があると認める場合

附 則

この訓令は、令和五年三月二十七日から施行する。

告 示

青森県告示第二百五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があつたので、同条第四項の規定により公示する。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者、疑似	頭数	発生場所又は区域	発生日
高病原性鳥インフルエンザ	採卵鶏	疑似患者	十三	蓬田村	令和五・三・二四

青森県告示第二百六号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、青森県家畜伝染病まん延防止規則(昭和五十年四月青森県規則第十九号)第三条第一項の規定により、家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥

二 指定家畜等の移動及び移出の禁止区域

1 移動の禁止区域

東津軽郡蓬田村阿弥陀川字江利前沢、字汐干、郷沢字浜田、瀬辺地字瀬辺地山、字田浦、字山田、蓬田字汐越、字宮本

2 移出の禁止区域

青森市後潟字後潟山、字大原、字平野、小橋字伊沢、字田川、字千鳥、字福田、四戸橋字磯部、字富田、左堰字大科、字野田、六枚橋字磯打、字不浪知、字山越、字六枚橋

東津軽郡蓬田村中沢字池田、字浪返、長科字浦田、字川瀬、字鶴喰、広瀬字坂本、字高根、字滝沢

東津軽郡外ヶ浜町上蟹田、蟹田石浜、蟹田丑ヶ沢、蟹田内黒山、蟹田姥ヶ沢、蟹田大平沢辺、蟹田大平高石、蟹田大平屋山元、蟹田小国岩井、蟹田小国黒山、蟹田小国黒山添、蟹田小国坂本、蟹田小国三枚橋、蟹田小国品吉、蟹田小国惣右衛門沢、蟹田小国館下、蟹田小国谷田、蟹田小国東小国沢、蟹田小国南田、蟹田桂淵、蟹田川原添、蟹田汐越、蟹田外黒山、蟹田高銅屋、蟹田田ノ沢、蟹田中師桂沢、蟹田中師苗代沢、蟹田中師火箱沢、蟹田中師宮本、蟹田樋橋、蟹田原田長瀬、蟹田南沢館下、蟹田南沢山口、蟹田山本小谷、蟹田山本前田、蟹田鰐ヶ淵蟹田渡、下蟹田

青森県告示第二百七号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、青森県家畜伝染病まん延防止規則（昭和五十年四月青森県規則第十九号）第六条第一項の規定により次のとおり規制を行うので、同条第二項の規定により告示する。

令和五年三月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 規制の区域

東津軽郡蓬田村阿弥陀川字江利前沢、字汐干、郷沢字浜田、瀬辺地字瀬辺地山、字田浦、字山田、蓬田字汐越、字宮本

二 規制の期間

令和五年三月二十四日付け青森県告示第二百六号により指定家畜等の移動の禁止区域として指定した日から当該指定の解除日まで

三 規制の内容

- 1 家畜（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥に限る。以下同じ。）の品評会等の家畜を集合させる催物を開催することの禁止
- 2 食鳥処理場又はG Pセンターの事業を行うことへの禁止
- 3 ふ卵をすることへの禁止

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円